

平野復興大臣 国と県の意見交換会（宮城県）後記者会見録  
（平成24年3月25日（日）12：18～12：32於：宮城県庁）

1. 冒頭発言

今日は国と県並びに被災自治体との意見交換会の2回目を開催させていただきました。

今日先ほどの冒頭の私のごあいさつでも申し上げましたけれども、2年目に入って、復旧、復興をさらに加速させていかなければならない中で、特に住宅の再建、産業の復興、これを急ぐという観点から、現場でどういう問題意識を持っておられるのかといったことについてを中心に、意見交換をさせていただきました。

各自治体も今一生懸命やっています、その中での制度のここの部分を改善してもらいたいといった要望等も幾つか受けました。その中で持って帰るものは持って帰ります、既に措置済みのものは措置しているということでお答えをしました。

あと全体的に、今日はこれからの実施に向けて、復興局、それから県、それから被災自治体、そしてそれにはもちろん復興庁も入りますけれども、国、県、被災自治体の3者がしっかり連携をとって、これから復旧、復興を進めていきたいと思います、改めての意思確認ができたとの思いがしています。

私のほうから以上です。

2. 質疑応答

（問）今日具体的に県とか市町村からどのような意見が出て、大臣としてどのように取り組もうかというふうにお考えでしょうか。

（答）今日は、例えば冒頭私はこれから整備を進めていくに当たって、海岸堤にしても、二線堤にしても、それから地盤沈下したところのかさ上げにしても、大変な量の土が必要になってくるということで、これについての見通しをしっかりと立てていく必要があるということをお知らせしました。各町村からも同じ問題意識が出ていまして、佐々木名取市長さんが閑上地区には結構堆積土砂があるのだということもありましたが、そういったものを活用していただくための国と県、関係市町村の連絡協議会みたいなものを設けてもらいたいという提案がございましたから、それはそういう形でやっていきたいと思います、合意をしたというふうに思っています。

それから、あと二線堤とか堤防というのは、ずっと町村をまたがっていきますから、これについては国と県が、特に県が軸になって、さまざまな調整をしていかななくてはならないということについても、これは私と知事との間の中でも意思確認をしたということでもあります。

それから、あと幾つか制度改正の要望が出されていますけれども、がけ地近接等危険住宅移転事業という事業の中での既に家を取り壊ししている地区については対象としないという、何かちょっと訳のわからぬ考え方の制度があったのですが、そこについても、それはおかしいのではないかとこの要望が今日出されていましたが、それは改めますと、改善

しますということで、お答えしたということもございます。それから防潮林については、松だけではなくて、広葉樹が今回の津波でも残っているという実態も踏まえて、防潮林の整備に当たっては、そういった植生を入れることも考えていただきたいという提案も今日いただきましたが、これについては林野庁が中心で考えているところであり、その方向で進めるかなというふうに思っています。

(問) 今言及があった防潮林ですが、どれぐらいの規模でいつまでにという見通しでやっていらっしゃるのか、具体的なことと、あとがれきを使つての提案もありましたけれども。

(答) がれきを使うということについては、前からそのような考え方があって、例えばコンクリートから、それから堆積土砂、それからあと散らばっている木片等も含めて、これは使うことになるというふうに思います。

あとどれだけかさ上げしていくかということについては、全体的にあのあたりは防潮林が地盤沈下しているのです、これとの兼ね合いで決まってくると思います。それからあと松を植えるのではなくて、もし広葉樹を植えますと、根が垂直に張るためには、ある程度高さも必要になってくるということもあって、そういった観点からの検討になってくると思います。

それから、防潮林は御案内のとおり木を植えても、それが効果が出るためには50年、60年かかります。成長しなくてはなりませんから、そういった意味で、どのスパンで議論するかということになると思います。これから林野庁、それから各県が中心になって、防潮林の復旧計画も策定させていくことになるので、それをできるだけ速やかに出していきたいと思います。

ちなみに、仙台市長の話では、防潮林の植林について、全国からこういう木を提供したいと、ついでには一緒に植えたいというような申し出が結構来ているそうです。そういった意味でも、防潮林の工程について早く示していただきたいと、いつごろまでにこういったものはできるのかという要望を受けまして、これはむしろ仙台市にも考えていただければいいという面もあるのですが、いろいろな土地利用調整の面もありますから、県と国と一体的に考えていきたいと思っています。

ちなみに、林野庁は3ヘクタールの防潮林整備を間もなく着工になって、そこには全国から寄せられた木もちょっと植えたいというような構想を持っているようです。これは直轄事業でやります。

(問) 今、直轄事業になるというお話もあったのですが、先週細野環境大臣がいらしゃったときに、防災林、防潮林も含めた整備を国が直轄でやっていくというお話もあったのですけれども、間もなく着工する3ヘクタールのところも含めて、今後仙台平野全体を見たときに、県と国と連携していくとありましたが、国がどの辺まで。

(答) 基本的には、防潮林は国有林です。したがって、林野庁直轄の部分は多くなるだろうと思っています。

今具体的に県、または市町村がどこまで主体になれるかということについては、今私に情報がないので、繰り返しますけれども、防潮林は国有地で林野庁が管理していますから、基本は直轄になると思います。

(問) 今日の市町村との意見交換でも、その前段の知事とお話の中でも結構なのですが、交付金のお話、間もなく二次申請が今月中と言われてはいますけれども、その件についてのお話というのは、今日の段階では出ましたでしょうか。

(答) 交付金については、今日もさまざまな要望が出てきましたけれども、まず申し上げたのは、ちょっと長くなりますけれども、今回は災害からの復旧、復興だということです。通常、災害が起こりますと、何で対応するかというと、災害復旧事業で対応します。

今回の災害復旧事業は、災害交付金の倍ぐらいの規模になると思います。災害復旧事業はということかということ、海岸堤防が一つのいい例ですが、それが被災するとそこでまた海岸堤防をつくります。将来を踏まえて、強い構造にはしますが、とにかくそこで復旧させるというのが災害復旧なのです。

ところが、今回みたいに津波でやってきて、まちが全部流された。そこで街並みを復活させるということであれば、多分災害復旧事業で対応できるところは災害復旧事業で対応することになります。家屋は各自の補助金をいただきながら再建するというのでいきますが、高台移転をするとか、街並みを移すことになると、これも災害復旧事業では対応できないのです。

だから、40本の事業を束ねて、それでそこに効果促進事業を乗せるという意味での交付金をつくったという、そういう制度なのです。

何が言いたいといいますと、災害復旧事業でなく復興交付金事業にしても、基本的には壊れたところについての復旧をする制度だということも今日も再確認させていただきました。ですから、全く壊れてない地域の中で道路を一本つくりたいとか、それから学校の耐震化だけをやりたいというようなものについては、それは別の制度でやるべきということについての制度設計をさせているなどというお話は、今日もさせていただきました。

ただ、そうはいつでも、特に津波で非常に大きな被害を受けている市町村というのは、経済的にも、それから非常に疲弊していますし、社会資本整備を進めていくにしても大変だと思います。だから、そこはそこを踏まえた上での活用方法は考えていきますということは、申し上げました。

だから、要はこの方針は前からずっと変わってないですけども、その姿勢で臨みますから、あとは個々のケース、ケースについて、しっかり意見交換しながら、やるべきものはしっかりやっていきますし、さっきの二線堤もそうなのですが、必要なものについては、国が予算を確保し、対応させていただくということで、今日もお話をさせていただきました。

一番大事なのは、今回の場合もそうなのですが、復興庁もできたばかりで職員もまだ慣れていなかったという面もあって、コミュニケーション不足というのが一番背景にありましたから、ここはとにかくお互い努力してやっていきたいと思いますということで、各首長にも一応了解いただいたのではないかと思いますので、了解いただいたかどうかは、確認してみてください。

いずれにせよ、自治体の首長が一番苦勞されていますから、いろいろな要望が全部集中してきますので、県もしくは国にあればこれも言わなくてはならない立場でもありますか

ら、そのことはしっかり私は受けていかなくてはならないと思っています。そういう姿勢で臨んでいきたいと思っています。

(問) 先ほど既に家を取り壊しているところなどの制度については、改善とおっしゃいましたけれども、これは被災3県で、すべての地区で。

(事務局) 災害危険区域に指定されているところの危険住宅の移転ということです。

(答) それは後で専門家がありますから、聞いてください。

(問) 復興交付金の件で、宮城では二線堤の部分が大分落ちたわけですがけれども、今のお話だと、今回の二線堤というのは交付金で対象になるのか、ならないのか、どちらの範疇に入るのでしょうか。

(答) 二線堤が必要だということになれば、交付金の対象になります。今その二線堤の考え方については、県と国と自治体の間で現在検討を進めているということです。考え方は県全体としてしっかりしていますから、あとは土量の問題とその確保方法という問題もあるので、その辺のことを含めて、これから検討していくということになると思います。

(問) 先ほどの防潮林の話に戻るのですがけれども、年度内で直轄事業で林野庁でやると。

(答) 1カ所ね。

(問) これは場所はどこ決まったのですか。

(答) 場所は川の近くですが、手元に情報はありません。

(問) 被災地、被災3県ということですか。

(答) 当然宮城県です。宮城県で、全体として相当の面積がありますから、3ヘクタールというのは、これからやらなくてはならない面積に比べると、ごくわずかなのですが、まずそこから着工するというので、今準備を進めています。

(以 上)